

保育所保育料徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	4,000円	3,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	12,000円	9,000円
第4階層	市町村民税課税世帯	22,000円	19,000円
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得課税世帯であって、その所得額の区分が右の区分に該当する世帯	32,000円	28,000円
第6階層	40,000円未満	39,000円	29,000円
第7階層	40,000円以上 103,000円未満	41,000円	30,000円
	103,000円以上 413,000円未満		
	413,000円以上		

備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第266号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特例措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。

- (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 在宅障害児(者)のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	11,000円	8,000円

3 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設

通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。

ただし、児童の属する世帯が2に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、2に掲げる徴収基準額により計算して得た額とする。

第 1 欄	第 2 欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収基準額表に定める額×0.5
ウ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している上記以外就学前児童	徴収基準額表に定める額×0.1

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

- 4 同一世帯に児童が3人以上いる世帯から入所している第3子以降の3歳未満児に適用される保育料は、無料とする。
- 5 月の途中に入所し、又は退所した場合における保育料は、次の各号の定めにより算出した額とする。
 - (1) 月の途中に入所した場合 徴収金基準額表に基づき算出された保育料×入所した日から入所した日の属する月の末日までにおける当該保育所の開所日数(25日を超える場合は25日) / 25日
 - (2) 月の途中で退所した場合 徴収金基準額表に基づき算出された保育料×退所した日の属する月の初日から退所した日の前日までにおける当該保育所の開所日数(25日を超える場合は25日) / 25日